

2 2 : 次に、先日の分科会と重複になりますが固定資産税について、お伺い致します。

2 2-① 昨年10月賃貸住宅の所有者に対して、突然償却資産の申告を行うようにと57件の方に通知を出されていますが、この57件の方は何をもとに通知状を出されたのですか。

2 2-② これまでこのような通知は毎年行われてきたのでしょうか。

2 2-③ 昨年度と3年前は決定と言う取り組みはされてなく、今回の通知は今年度が初めての取組という事で宜しいでしょうか。

2 2-④ では、なぜ突然今年度から決定と言う形で事前の周知もなくこのような通知を出されたのか。又、現在申告をされている方は自主申告をしているという事でしょうか。

2 2-⑤ 不動産関係の方や税理士の方に、この賃貸住宅の償却資産税について問い合わせたところ一般的にはあまり知られていなく、固定資産税に含まれていると考えています。しかし、実際は納税の義務があるので当然の事なのですが、ではなぜ4年前以前は放置されてきたのでしょうか。

2 2-⑥ 固定資産税はその建物の評価をされ課税されています。しかし、この償却資産はその課税対象部分だけの費用を算出し申告する必要がありますが、そういった案分をされていないのが一般的です。そのような中、固定資産税の評価の時に同時に行う等は如何でしょうか。又、不動産団体や税理士団体の方に対してもっと周知されるべきと考えますが如何でしょうか。

2 2-⑦ 正直に申告されている方と片や知らなかった或いは放置されていた方が納税してこなかったは、税の公平、公正性の観点で問題ではないでしょうか。

2 2-⑧ 申告された金額のチェックも行っていないと伺っています。減価償却されて150万円以下は非課税となります。

本来、申告された金額のエビデンスは取るべきだと思いますが如何でしょうか。

2 2-⑨ もう一点、大きな問題があります。

資料1の昨年10月5日の通知文において2週間後の10月20日までに申告しなさい、そうしなければ尼崎市市条例による罰金や過料、延滞金を課します。とあり、これまで放置しておきながら何の前触れもなく、急に脅しを入れるやり方、このやり方、税の徴収のあり方如何お考

えでしょうか。

22-⑩ この通知文に資産の取得価格が不明な場合は、資料2の1申告が必要な方の中ほど以下に別紙を参照のうえ、該当する戸数に対応した額で「外構工事一式」の申告を行うように指示されています。

しかし、この表をご覧になれば分かるように、不自然な常識から逸脱しているとしか言えない表が添付されていました。例えば、戸数3戸と10戸で金額が逆転していたり、15戸と16戸では3倍になっていたり、16戸が一番高く、32戸より高い状態で、この表のどこにも整合性や根拠らしきものが見えません。

又、この表は課長のみの決済で市民に配布され、この全くおかしい表に基づき、申告納税しなさいとは、ありえないことです。この表は、我々がクレームを言い、回収され、ある程度理解できる表に差し替えられました。しかし、税という公平、公正であるべきものが歪められ、組織としてのガバナンスが取れていない内部統制の欠如、そのものではないでしょうか。

税の徴収がこれほどいい加減なものではないのでしょうか。

22-⑪ 今回の事象は、局長以上はご存じでしたか。ご存じならなぜ許可されたのか。

ご存じないのであれば今後、税徴収のあり方としてのチェック体制や公平、公正性をどのように担保するのでしょうか。申告書のエビデンスは取るのでしょうか。

22-⑫ このように納税の義務があるにも関わらず一般的に知られておらず、自主申告任せになっているような税の科目は他にあるのでしょうか。あれば今後の対策はどうされますか。

22-⑬ 今回の一連の件は看過しがたい大変な事象であると考えます。

一部署の問題にとどまらず、市全体の信用にも関わると考えます。

このような事態を繰り返さない為に関今後どのような対策を取られますか。

完 : 税の徴収にあたっては公平、公正な観点で執行頂き、誰もが納得いく徴収の在り方を強く要望致します。

本庁舎延命化対策等事業について

23-① 次に、本庁舎延命事についてお伺いします。 この事業は令和3年度予算までに13億8600万円で令和6年度の計画までに30億4千万円を予定されています。

では、この計画で本庁舎は何年まで延命されるのでしょうか。

23-② H28年の新本庁舎建設に係る経費の試算によると、別の市有地に移転して建替えた場合、建設工事で153億円、その他設計、管理、移転等の費用を合計すると約200億円必要とされています。この試算は最低必要金額であり、仮に現在の場所での建替えや民有地の購入による建替えの場合、これ以上の費用、例えば250億円～300億円必要になる可能性があります。如何でしょうか。

23-③ では、本市としては出来る限り別の場所の市有地での建替えを第一候補とされますよね。でなければ、現在の毎年2億5千万円積立てて、20年後に50億円となり、200億円の頭金として積立てても費用の増となり、どんどん先送りとなってしまいますが如何でしょうか。

23-④ 今後の計画として、R20年までとした場合、建替え構想のたたき台のもと、進めるとした時、検討に着手して10年必要と言われています。ということは令和10年、後7年の内に先ずは別の市有地、現在の場所、民有有地、どこにするのか、先ほどの財源や市民の利便性、尼崎市の顔としての施設としても考慮した上で決定すべきです。一朝一夕に決まるものではありません。令和3年度、本庁舎建替えについての議論はされるのでしょうか。

23-⑤ いつから議論を開始されるのでしょうか。

時期が延びれば維持管理費が益々増加しますが如何でしょうか。

完 本庁舎については、必ずいる施設です。本来なら56年前の建設当時から建替え費用を積立てておくべきところ、放置状態であり現在の状況を招いています。今後、建替えに当たっても将来後悔しないように又、無駄な支出は一円も出さないように早急に今後の対応と計画を要望致します。

【児童ホーム運営事業(おやつ提供事業)について】

公設児童ホームにおけるおやつの提供について、現在父母会が担っているおやつ代の徴収及び発注業務を市において実施することで、保護者の負担軽減を図るおやつ提供事業が令和3年10月より予定されています。

24-1:

現在、父母会が担っているおやつ代の徴収及び発注業務について、月額のおやつ代やおやつの内容、アレルギーの有無などの調査はすべて終えられているのでしょうか。

24-2.

父母会によっては、地元地域の事業者と交渉・契約を行い、おやつを納品してもらっている児童ホームもあります。

市が行うおやつ提供事業は強制でしょうか。父母会内で決定すれば、これまで通り父母会でのおやつ提供を続けてもよいのでしょうか。

父母会ごとに選択できるのかどうか、ご見解をお聞かせください。

24-3

父母会によっては、食育の観点を取り入れたおやつを提供している所もあれば、コンビニなどで売っているものを提供している所もあります。

市が行うおやつ提供事業では、おやつの内容はどのようなものになるのでしょうか。

食育の観点などを取り入れたおやつが提供されるのでしょうか。

それとも、市販のおやつの詰め合わせのようなものになるのでしょうか。

また、アレルギーを持つ児童への対応はどうされるのでしょうか。お答えください。

24-4.

児童ホームの待機児童の状況から、児童ホームに入りたくても入ることができず、子どもクラブを利用せざるを得ない児童もいます。また、兄弟・姉妹でも片方だけ児童ホームに入ることができ、もう一方は子どもクラブというケースもあります。このような場合、本来は児童ホームに入りたかった児童が、おやつの提供を受けられなかったり、他にもお誕生日会に参加できなかったりします。このようなことが1つの要因となり、兄弟・姉妹の片方が子どもクラブに行きたがらないという声もあつたりします。

児童ホームの待機児童が解消されないのは児童に問題があるわけではありません。児童ホームに本来は入りたかった児童が、おやつ提供事業が始まることで、より疎外感を感じるようになります。児童ホームの柔軟な運営を考えていただけませんか。ご見解をお聞かせください。

24-5.

令和2年度までの待機児童の状況や今後の児童数の推計を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童数の増加が顕著であり、喫緊に定員増が必要な立花南小学校において、定員拡大が行われます。これまで60人定員だったものが、校舎内の教室を活用し、令和3年4月より定員100人に拡大されます。

令和3年度の児童ホーム入所の申請状況から、令和3年度に待機児童が発生する児童ホームはいくつありますでしょうか。また、それらの児童ホームに対して、どのように待機児童を、

いつまでに解消するお考えでしょうか。

【防災・災害時の情報発信について】

25-1.

「Yahoo!防災速報」というものがあります。

その中に「自治体からの緊急情報」がありますが、これに尼崎市は対応していません。

なぜ本市では「Yahoo!防災速報」にある「自治体からの緊急情報」に対応していないのでしょうか。

今からでも対応するべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

25-2

「Yahoo!防災速報」の中に、災害発生時だけでなく、普段の備えにも役に立つ、5つの新機能を提供する「防災手帳」というものがあります。

その中には、避難場所リストが表示される機能もありますが、大規模火災の避難場所は尼崎市の場合は表示されません。伊丹市は火災の避難場所は数多く表示されます。

大阪市も同様です。

本市でも大規模火災の避難場所を表示されるようにするべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

25-3

「Yahoo!防災速報」の中に、各都道府県の警察本部が発表する犯罪発生情報や、防犯に関する注意情報などを、関係する地域の方に通知する「防犯情報について」という機能もあります。しかし、兵庫県はこれに対応していません。

本市から兵庫県に対して、この「Yahoo!防災速報」の「防犯情報について」に対応するよう、要望してもらえませんか。ご見解をお聞かせください。

【子どものための権利擁護委員会運営事業費】について、お伺いします。

児童相談所における児童虐待の相談対応件数が毎年増加しており、兵庫県がひと咲きプラザ内のいくしあと連携しながら4月にひと咲きプラザ内に、「尼崎子ども家庭センター(仮称)」(児童相談所)が今年4月に設置されます。

また、平成21年度に尼崎市こどもの育ち支援条例が施行され、この約10年の間に、いじめや体罰等の子どもの人権が侵害される重大な事案も発生していることから、子どもの人権を具体的に保障していくための取組みとして、新たに(仮称)尼崎市子どものための権利擁護委員会が設置されます。

子どものための権利擁護委員会の設置等に伴う、「(仮称)尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正について(素案)」の条例改正の趣旨の中に、児童の権利に関する条約の精神にのっとった所用の改正も合わせて行うと記載されています。

Q19-1:子どものための権利擁護の相談窓口の対象者は、18歳未満と記載されていますが子どもと児童、ふたつの言葉が入っています。子どもと児童の認識、就学児が対象というとらえ方で良いのでしょうか。それともイコールなのでしょうか。使い分けておられますが、この意図はあるのですか。

Q19-2: _

「(仮称)子どものための権利擁護委員会の設置等に伴う尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正について(素案)」の「条例改正の趣旨」の中に、児童の権利に関する条約の精神にのっとった所用の改正も合わせて行うと記載されています。

もし、両親が離婚をした場合、日本においては単独親権しか選択肢がありません。素案の機能③その他に、「子どもの意見表明権が保障されるよう、行政機関等に対して啓発する。」と記載されていますが、ここに記載されている、「子どもの意見表明が保障される」とは、委員会に伝えたその子どもの意見は、どう反映されるのでしょうか。

Q19-3: _

日本は27年前に国際条約にある、子どもの権利条約に批准しています。

この国際条約は日本国憲法98条2項に日本が批准した国際条約で、子どもの権利を守らなくてはならないとあり、子どもの権利条約9条には、子どもの権利として、父、母と引き離されない権利、国民一人一人が守らなくてはならないと明記されています。

もちろん、児童虐待やDV加害者の親は除いての話です。

片親親権になり、お遊戯会や授業参観等の行事に、離れて暮らす父、または母に会いたいという思い、来て欲しいという願い。法律的に片親になり親権がない親と子どもは面会交流は出来るのでしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種について】お伺いします。

4月から新型コロナウイルスワクチン接種が始まります。

ADE 抗体依存性感染増強抗体性で、2016~17年にデング熱の予防接種をフィリピンで打った子ども達数十人が亡くなっています。

これは、本来ウイルスなどから体を守るはずの抗体が、免疫細胞などへウイルスの感染を促進させ、その後、ウイルスに感染した免疫細胞が暴走し、症状を悪化させてしまったものです。

アレルギーや持病がある方が、このワクチンを接種することで副反応等のリスクを負います。

Q21-1:強制せずに、本市としては接種してもらうことに注力する必要があります。

不安材料を払拭して、いかに接種率を上げるのか、市の見解をお聞かせ下さい。

Q21-2:

ワクチン未接種の高齢者施設や介護施設に訪問する人、訪問診療医師や看護師、業者等に対してのワクチン接種の有無で、施設の出入りを制限するような事態が想定されます。

何か対策をお考えですか。

Q21-3 :

ワクチン接種後の重症例の報道があり、心配だとの声が届いております。

承認されたコロナワクチンのメーカーを選択して、接種は出来るのでしょうか。

Q20-1 :【尼崎城天守使用料について】 お伺いします。

コロナのワクチン接種が始まったばかりで、終息に向かう目処もたっていません。

新種変異株も出ており、まだまだ出口が見えない中で、先日の分科会の答弁では、

V字回復するような希望的観測も込めて・・・と答弁されましたが、確固たる論拠の上で目標を立てる事が必要です。

その上で、博物館法第23条では、公立博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

また、歴史博物館の設置及び管理に関する条例、第8条には、歴史博物館への入館は無料とする。ただし歴史博物館において特別の展示会、講演会その他の催しで教育委員会が指定するものが開催される場合において、その会場に入場しようとする者は1人1回につき2000円を超えない範囲内で教育委員会が定める額の入場料を前納しなければならない。と明記されています。

令和2年2月に市議会で可決した、歴史博物館の設置及び管理する条例の中で、基本的に入館料は無料と定められている、特別展（有料展示）の有料化、

城の維持運営の為に、例えば、歴史博物館と尼崎城をセットにして入場入館料を徴収されてはいいのでしょうか。

【学力定着支援事業について】と【未来の学び研究事業について】お伺い致します。

WEBサイト「尼ノ國」ICTを取り入れた最新の「子どもたちが作る新しい授業」を拝見しました。モデル校の下坂部小学校5、6年生の社会科の授業では、教科書と併用して

「ロイロノート・スクール」というアプリを先駆けてICTを活用した授業がされています。

手を挙げて発表していたことが、ロイロノートだと生徒みんなの意見が見れたり、検索エンジンですぐに調べることが出来る。資料がすぐに作れる。新しい単元を作れる。

板書を写真に撮って自分のノートに残せる。友達の意見で良いなと思ったら自分のページに

持ってこれるので、自分の意見でなくてもみんなの意見でノートを作ることが出来る等、

今までの授業との違いは、発表したり、聞いたりしないと答えられなかったことが、生徒達がアウトプットすることにより、情報が共有出来て理解が進み、成績がアップしているそうです。

本格稼働は9月予定で、学校における1人1台PC環境の整備を進めていますが、今後デジタル端末を家庭に持ち帰る事の検討をされています。

Q17-1 : タブレットのバッテリーの交換のタイミングやメンテナンスについてと、端末の予備台数を教えて下さい。

Q17-2 : 教師と生徒が端末で繋がると悩み相談をする機会が増えて、

教師の仕事が増えることが危惧されます。ICTが進むにつれて教師の仕事形態も変化します。

メリットやデメリットについてお聞かせ下さい。

Q17-3：教職員のスキルの差を危惧しています。

ICTを使ってどのように授業をしていくのか、個別にアレンジしたい等、基本的なことはICT支援員が教えるでしょうが、ICT支援員の能力でアドバイスに差が生じると思われます。支援員のスキルアップは、どの様にされますか。

Q17-4：ICT支援員は1人で4校受け持つ予定ですが、支援員のスキルでこなせる仕事量が変わると思います。

特に中学校は必要専門的なことが多いので 多くの専門員が必要ではないでしょうか。

Q17-5：体育の授業等で教室を離れる時の保管上の問題、盗難に遭った時、端末を破損、紛失した場合等どのように対応されますか。

Q17-6：タブレットの初期不良は保障されるということですが、故意的ではなく破損した場合の修理費用は誰が負担するのですか。

【学校給食センター整備運営事業について】お伺い致します。

いよいよ、来年1月から中学校給食が実施されます。

Q18-1：異物混入マニュアルの事故をゼロにするのは難しいですが、他都市での例や間違いが起こった時の異物混入、学校給食センターから各学校への配送時における交通事情による遅延防止の対策はどのようになっているのでしょうか。

Q18-2：新しく給食センター方式で行う中学校給食における、アレルギー除去食の学校での受取りは誰が担当するのでしょうか。

以上で、安浪委員、辻委員と私、西藤が代表致しまして、維新の会の総括質疑を終わります。

5分科会の協議と総括質疑での答弁を踏まえ、今回指摘した問題、要望について令和3年度予算審査の意見表明、採決に臨んでまいります。御清聴どうもありがとうございました。